

京都市認定調査員新任研修（WEB研修）に関するよくある質問（FAQ）

カテゴリ	質問	回答
受講資格について	他都市で認定調査員研修を受講しているが、今後京都市で従事するにあたり、本研修を受講する必要はあるか。	国の認定調査員研修要綱に基づく新規研修を、都道府県または他の政令指定都市で受講済みの方は、 <u>本市での受講は不要</u> です。
	認定調査員の要件は。	下記の通り、厚生労働省の通知にて要件が定められています。 次の1から3のいずれかに該当する者で、かつ、都道府県又は指定都市が行う認定調査員研修を受講した者。 1 介護支援専門員（ただし、介護支援専門員証の有効期間内に限る） 2 市町村の職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む） 3 指定市町村事務受託法人の職員（受託法人の職員については、介護支援専門員の資格を有する者、もしくはその他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識※を有する者） （※）「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」は、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する者です。 （1）介護保険法施行規則第113条の2第一号又は第二号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者 （2）認定調査に従事した経験が1年以上である者
	過去に本研修を受講したことがある、あるいは、平成27年度以前に介護支援専門員実務研修を修了したが、改めて本研修を受講することは可能か。	過去に本研修を受講済みの方、または平成27年度以前の京都府介護支援専門員実務研修修了者は、本研修の対象外です。
申込みについて	京都市に所在している事業所に勤務している（する予定）であるが、京都府の認定調査員初任者研修に申込みしてもよいか。	京都市内の事業所に勤務されている方、または勤務予定の方は、原則、本市の研修をご受講ください。やむを得ない事情により京都府の研修の受講をご希望の場合は、介護ケア推進課までお問い合わせください。
実施について	研修の時間の目安は。	4時間程度を想定しています。
	インターネット環境がなく、受講できない。	研修受講にあたっては、インターネット環境の準備をお願いいたします。事業所やご友人などから協力を得るなど、ご自身で準備をお願いいたします。スマートフォンでも受講可能です。万が一、インターネット環境の準備がどうしてもできない場合は、介護ケア推進課までお問い合わせください。
	実施期間内は毎日受講しないとイケないの	毎日受講する必要はありません。実施期間内に指定している講座の受

	か。	講を終えてください。期間内であれば分割して受講いただいて結構です。
受講証明書について	受講証明書は発行されるのか。	受講証明書は発行しておりません。e-ラーニングシステム受講修了後、本市で受講状況を確認し、受講修了が確認できた受講者へ受講完了メールを送信します。そちらのメールを受講証明としますので、大切に保管してください。